令和7年度 新潟県立高田高等学校「3学年学習強化プログラム」事業委託プロポーザル募集要項

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立高田高等学校学習強化プログラム事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、受験の天王山となる夏を効果的に過ごすため、学習習慣形成の一助とする。また、 協調性を養い、集団で目標に向かう("受験は団体戦")を醸成し、今後の学習体制を整える。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年8月7日まで

(4) 参加人数(予定)

165 名(生徒160 名、引率教員5 名)

(5) 業務内容

別紙「3学年学習強化プログラム事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

42,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社(営業所又は事務所を含む)を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年以内に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行(修学旅行を含む)の受託実績が あること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)基づく 破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び その利益となる活動を行う者でないこと

3 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア提出書類 各1部

- (7) 別紙様式1「参加申込書」 (4) 別紙様式2「会社概要」
- (ウ) 別紙様式3「業務実績一覧表」
- イ申込み期限:令和7年2月7日(金)17時(必着)
- り申込み先:問合せ先に同じ(書類は、持参、郵送、ファックス又は電子メールにて提出)

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、2月10日(月)までに電話にて行う。

- 4 募集要領の内容についての質問受付及び回答
 - (1) 質問受付

ア期 限:令和7年2月5日(水)

イ 受付場所:問合せ先に同じ

り方 法:ファックス又は電子メール (様式任意)

(2) 回答

ア期 日:質問のあった日より休日を除く2日以内

4回答先:申込のあった全参加者

- 5 企画提案書作成要領
 - (1) 提出書類
 - 7 企画提案書 13部 (下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。)
 - (ア) 基本的な考え方
 - ① 学習強化プログラムに対する基本的な考え方や方針
 - (化) 実施体制
 - ① 現地旅行会社(協力会社)及びコーディネーターの体制
 - ② 添乗員の実績及び体制
 - (ウ) 行程
 - ① 交通手段
 - ② 宿泊施設の概要、安全性
 - (エ) 事前・事後研修、現地研修
 - ① 研修の内容やねらい、効果
 - ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等
 - (オ) 安全管理
 - ① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
 - ② 保険の内容
 - (カ) その他

別紙「3学年学習強化プログラム事業委託仕様書」に記載された「合宿地に求める条件」 に関する内容

イ 見積書 13部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること(様式任意)

(2) 提出期限

ア期限:令和7年2月17日(月) 17時(必着)

イ 提出先:問合せ先に同じ ウ 方法:持参又は郵送

(3) 留意事項

ァ 参加者は1つの提案しかできない。

ィ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

6 ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する。 なお、詳細については、別途通知する。

7 審查要領

(1)審査方法

(2) に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準(※審査員1人当たり)

審査項目	審査の視点	配点
基本構想	①学校が依頼した諸条件がよく反映されているか。	50
	(別紙「事業委託仕様書」記載の通り)	
	①生徒に負担のない交通手段が確保され、移動時間は効率的でわか	
行 程	りやすく示されているか。	15
	②宿泊施設の利便性は高いか。	
	①計画全体において生徒に負担がなく、安全が配慮されているか。	
	②緊急時の対応が明記されており、連絡体制が十分であるか。	
安全体制	④保険の内容が十分なものとなっているか。	15
	⑤業者及び担当者の信頼度は高いか。	
費用	①この事業を達成するための適切な価格であるか。	20
計		100

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

9 ヒアリングの日程と審査結果通知

ヒアリング実施 令和7年2月20日(木) 16時15分開始(提案者には詳細な時間を通知する) 審査結果通知 令和7年2月26日(水)までに行う。

10 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う(契約書の作成要)。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を 締結する場合がある。

11 日程

・質問受付2月5日(水)まで受付・参加申込2月7日(金)まで受付・参加資格の審査・確認結果通知2月10日(月)までに行う・企画提案書の提出2月17日(月)までに提出・ヒアリング実施2月20日(木)・審査結果通知2月26日(水)までに行う

12 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した 者
- り 期限後に提案書を提出した者
- エ 本要領中に記載されている見積限度額を超えた見積額を提案した者

12 問い合わせ先

担 当 教諭 鈴木 俊

住 所 〒943-8515 上越市南城町3丁目5番5号 新潟県立高田高等学校

電 話 025-526-2412 (進路指導室)

FAX 025-523-0825

E-Mail takada. shinro@nein. ed. jp